国保評論

多重債務解決と過払金回収は滞納税解消の有効策

滞納税4378万円を納付

画期的な成果を上げたモデル事業

瀧康暢　弁護士

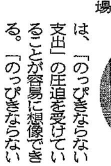

平成19年4月から翌20年3月まで実施された厚生労働省多重債務相談モデル事業の集計結果がまとまった。（本紙3月20日号1面参照）

事業は、4県21市町で実施され、うち4県17市町において過払金を滞納税の納付に充てることができた。滞納税の総額は4378万円。相談者の滞納国保税（料）の総額が、1億7429万であったので、滞納税の25%の額が納付に至った。事業遂行のための費用額が189万円であったことから、費用対効果としても十分に見合うものであった。

多重債務者の滞納事案であることから推察されるように、納付に至った事案のほとんどが手の着けようのない繰越滞納を中心とした困難事案であったことが特徴点である。

愛知県と岐阜県の国保連合会は、平成20年、21年も弁護士会と協定を締結して、引き続き独自事業として多重債務者相談事業を継続することとなった。

繰越滞納者に占める多重債務者の割合

モデル事業は自治体職員の熱意と弁護士の協力により成功裏に終わった。

では、そもそも滞納者に占める多重債務者の割合はどれくらいであろうか。滞納者に多重債務相談を呼びかけるにしても、「砂漠に水をまく」ような事態は避けたい。現年度滞納者の場合、単なる失念、収入の急激な悪化により、滞納が生じている場合がある。しかし繰越滞納者の場合、特に健康保険税（料）の場合、短期証、資格証明書の交付という不利益も被ることからその滞納理由は、「のっぴきならない支出」の圧迫を受けていることが容易に想像できる。「のっぴきならない支出」の典型としては、高利の消費者金融からの借り入れがすぐに念頭に浮かぶ。

ある政令指定都市では、簡単な統計をとったところ、市県民税の繰越滞納者のうち、4割が借金が原因で滞納が生じているとの結果を得たということである。

多重債務者確認の方法―税務ソフトでの検索

納付相談において、滞納原因を聞いて、直ちに借金が原因であるという回答を得ることは難しい。

滞納の原因が、借金であることを発見する方法の工夫が必要となる。

税務管理ソフトを導入している自治体では、納付相談の内容を記載する欄で、「借金」「サラ金」「借入」「返済」「消費者金融」「クレジット」「破産」「フ」（「フ」は裁判所が破産事件に振る事件番号）で検索してみるとよい。ある自治体では、繰越滞納者5000人につき検索をかけた結果、なんとその3割近い1400人がヒットしたということである。

ヒットした滞納者が、納付や保険証の受領に訪れるときは、事前に聴取事項もまとめておくことがよい。「以前、借金のお話しがあったようですが、グレーゾーン金利、過払金という話を聞いたことがありますか」と声をかけて、多重債務相談のきっかけを作ることが有効である。また、臨宅、電話督促を行うときも、事前の心構えができて、自然に借金の話題に入ってゆくことが可能となる。

多重債務相談のチラシの同封

短期証の更新のお知らせに「借金から抜け出して生活再建したい方へ」等のわかりやすい表示をしたチラシ（下参照）を同封して、多重債務相談、納付相談に誘導する方法も有効である。また自治体の広報誌に掲載することもよい。

チラシ同封の場合、ただちに面談による相談に至らない場合もある。しかし、チラシを送付して送った場合、数日間、電話の問い合わせが殺到することは複数の自治体が経験している。電話相談を契機にして面談相談につなげることができ、多重債務相談の機会が広がる。

弁護士への誘導か過払金債権の差押か

厚労省のモデル事業は、国保料（税）の滞納者を対象にして多重債務相談をして、滞納者から依頼があった場合に、弁護士が債務整理・過払金の回収をするというスキームであった。

弁護士の債務整理の利点は、滞納者の家計に占める借金全部を整理することが可能となり、滞納者の経済的な再生および将来の担税力の回復につながることである。

過払金債権を差し押さえれば、当面の滞納は確実に解消するが、次年度からの自主納付は保証の限りではない。翌年から、再び滞納が始まってしまっては、根本的な解決とならない。

こうした観点からすると、まずは弁護士の債務整理への誘導を第1とすべきであろう。十分な説示をしたにもかかわらず逡巡して弁護士への債務整理依頼を決意しない場合に、過払金債権の差し押さえに踏み切るスキームがよい。厚労省のモデル事業はこの形態であった。

ただ、このスキームでは、滞納者が債務整理をする決意をいつ固めるかが最大の関門となる。過払金の発生の可能性があり、すでに借金の返済は不要であることをわかりやすく説示して、弁護士の債務整理に誘導する必要がある。

弁護士誘導後の留意点

弁護士は、あくまで依頼者（滞納者）の希望に添って、業務を行わなければならない。過払金を回収した結果、「滞納税に充てたくない。過払金を返してくれ」と求められた場合、これを断ることはできない。

幸いに、厚労省モデル事業では、債務整理によって生活費に余裕ができたにもかかわらず、回収した過払金を滞納税に充当することを拒否された事案はなかった。

滞納者のほとんどは自治体職員によって弁護士の紹介を受け、借金の整理ができたことに強く感謝している。恩義を感じている滞納者のほとんどは、家賃や学費の滞納などがない限り納税することに同意してくれる。

ただし、弁護士に誘導するにあたって、過払金の回収ができたときは滞納税に充当するよう約束（道義的なものであるが）を取り付けておくとよい。

また、弁護士の受任後は、2か月に一度程度、定期的に進捗状況を確認することがよい。過払金が回収できたのち、弁護士に納付書を送付し、弁護士から直接納税してもらうことが確実である。

弁護士会の受け入れ態勢の状況

弁護士誘導の問題点として、多重債務相談事業を受け入れる態勢が整っていない単位弁護士会が存在することである。

特に弁護士の数が少ない県ではその傾向が強い。都道府県国保連合会や市町村が弁護士会に多重債務相談事業に協力を求めても、直ちに応じきれない弁護士会がある。

こうした地域では、弁護士会とではなく、多重債務相談事業に理解のある個別弁護士事務所と事業の協定を締結するような工夫が必要となってくるだろう。

過払金債権差押えの貸金業者の選択―支払能力と支払意思

過払金債権の差し押さえが始まった平成19年当時は、営業を継続している貸金業者の支払能力に不安は全くなかった。

しかし、平成19年9月にはクレディアが、翌平成20年にはアエルが再生の申立を行い、クレディアの配当は40%、アエルの配当は5%で、いずれも再生計画が認可された。

平成21年3月には、大手商工ローンのSFCGが再生申立をしたが、貸付債権の重複譲渡が問題となり、破産手続に移行することとなった。

過払金債権を差し押さえた後の回収可能性までを視野に入れると、中堅以下の貸金業者に対する差し押さえは躊躇せざるを得ない。

また、中小の貸金業者は、訴訟で敗訴しても、放置したまま支払いに応じず、やむを得ず銀行口座の差し押さえをしても預金は空っぽ、他の差し押さえがいくつも付いているという状況である。

支払意思と支払能力のある貸金業者を選択して、差し押さえをする必要がある。

情報交換の重要性―メーリングリストの利用

現在、多重債務相談は全国の自治体で実施されるようになっているが、税金の納付相談と多重債務相談とを有効に連携させた相談体制を整えている自治体は多くない。また、過払金を回収して滞納税に充当するスキーム、過払金債権差し押さえの手法は、始まって2年ほどしか経過していない。

納付相談と多重債務相談の連携、過払金債権の差し押さえでは、先進的な自治体の経験に学ぶことは多い。

また、事例が少ない中では懇意にしている近隣自治体の徴収担当者に質問しても適切な回答を得られないことがある。現在、滞納整理学会が運営しているメーリングリストでは、80近い自治体の納税担当者が参加して、多重債務者の相談の方法、過払金債権の差し押さえの手法、法的問題点について意見交換をしている。参加希望の自治体は、筆者まで電子メールで連絡を願いたい。

taki@park-lo.com

瀧康暢（たき・やすのぶ）氏

平成6年弁護士登録。同12年公園法律事務所（愛知県一宮市）を開設する。

日本弁護士連合会消費者委員会委員。多重債務問題と過払金回収に取り組み、19年厚生労働省の「国保多重債務相談モデル事業」の実現に尽力する。

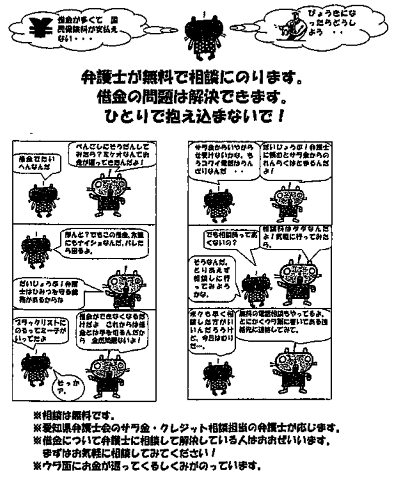

無料法律相談のごあんない　（表）

国民健康保険料の支払いでお困りの方へ

サラ金・クレジット会社からの借入が原因ではありませんか？

弁護士が無料で相談にのります。
借金の問題は解決できます。
ひとりで抱え込まないで！

※相談は無料です。
※愛知県弁護士会のサラ金・クレジット相談担当の弁護士が応じます。
※借金について弁護士に相談して解決している人はおおぜいいます。
　まずはお気軽に相談してみてください！
※ウラ面にお金が返ってくるしくみがのっています。

借金が多くて　国民保険料が支払えない・・・
びょうきになったらどうしよう・・
サラ金からいやがらせ受けないかな。もうコワイ電話はうんざりなんだ・・
だいじょうぶ！弁護士に頼むとサラ金からのれんらくはとまるんだよ！
でも相談料って高くないの？
相談料はタダなんだよ！気軽に行ってみたら。
そうなんだ。とりあえず相談しに行ってみようかな。
ボクも早く相談した方がいいんだろうけど、今日はムリだ…。
無料の電話相談もやってるよ。とにかくウラ面に書いてある連絡先に連絡してみて。
借金でたいへんなんだ
べんごしにそうだんしてみたら？ミケオなんてお金が返ってきたんだよ！
ほんと？でもこの借金、家族にもナイショなんだ。バレたら困るよ。
だいじょうぶ！弁護士はひみつを守る義務があるからね
ブラックリストにのるってミー子がいってたよ
借金ができなくなるだけだよ　これからは借金とは手を切るんだから　全然問題ないよ！
せっかァ。

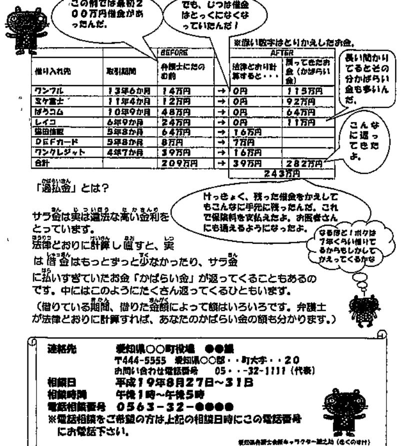

（ウラ）

サラ金に支払ったお金が戻ってくる？！

この例では最初200万円借金があったんだ。
でも、じつは借金はとっくになくなっていたんだ！
長い間かりてるとその分かばらい金も多いんだ。
こんなに返ってきたよ。
けっきょく、残った借金をかえしてもこんなに手元に残ったんだ。これで保険料を支払えたよ。お医者さんにも通えるようになったよ。
なるほど！ボクは7年くらい借りてるからもしかしてかえってくるかな

※細い数字はとりかえしたお金。

		BEFORE		AFTER	
借り入れ先	取引期間	弁護士にたのむ前		法律どおり計算すると・・・	戻ってきたお金（かばらい金）
ワンフル	13年6か月	14万円	→	0円	115万円
ヌケ富士	11年4か月	12万円	→	0円	92万円
ぱらコム	10年9か月	48万円	→	0円	64万円
レイコ	6年9か月	24万円	→	0円	11万円
[illegible]	5年8か月	64万円	→	16万円	
DEFカード	5年8か月	8万円	→	7万円	
ワンクレジット	4年7か月	39万円	→	16万円	
合計		209万円	→	39万円	282万円
				243万円	

「過払金（かばらいきん）」とは？

サラ金は実は違法な高い金利をとっています。
法律どおりに計算し直すと、実は借金はもっとずっと少なかったり、サラ金に払いすぎていたお金「かばらい金」が返ってくることもあるのです。中にはこのようにたくさん返ってくるひともいます。
（借りている期間、借りた金額によって額はいろいろです。弁護士が法律どおりに計算すれば、あなたのかばらい金の額も分かります。）

連絡先　愛知県○○町役場　●●課
〒444-5555　愛知県○○郡・・町大字・・20
お問い合わせ電話番号　05・・-32-1111（代表）
相談日　平成19年8月27日～31日
相談時間　午後1時～午後5時
電話相談番号　0563-32-●●●●
※電話相談をご希望の方は上記の相談日時にこの電話番号にお電話下さい。

市の過払金　返還請求認める

滞納税回収目的で提訴

東京地裁

市民税などを滞納していた50代の女性が法定金利を超えて支払った返済金について、東京都羽村市が消費者金融「アコム」（東京）を相手に、過払い分の返還を求めた訴訟で、東京地裁（阿部潤裁判官）が請求通り約62万円の支払いを命じる判決を言い渡していたことが分かった。

市によると、自治体が滞納整理目的に、過払い金の返還を求めた訴訟で勝訴したケースは、兵庫県芦屋市など簡裁レベルではあるが、地裁では初めてという。

判決などによると、女性は市民税や国保税など6年分、総額約103万円を滞納。市は資産調査の結果、アコムなど消費者金融2社から計約147万円の過払い金があることが分かったため、女性の「不当利得返還請求権」を差し押さえ、昨年7月に提訴した。

うち1社は今年になって利息分を含め約91万円を自主的に支払い、市は今回認められた金額を加えた上で滞納分を回収、訴訟費用など必要経費を除いた約14万円を女性に返還するという。

（時事）

介護分も一括受付

高額医療介護合算取扱

厚労省はこのほど、医療保険と介護保険の自己負担の合算額が基準を超えた場合、支給される高額医療・介護合算療養費について国保担当課が実施する支給事務などの取り扱いをまとめ、通知した。国保担当課の窓口で介護保険の支給申請も一括して受付け、申請者の手続きの負担を軽減することを盛り込んだ。

国保担当課は申請を受け付けた旨を介護担当課に速やかに連絡する。高齢者が複数の自治体窓口を回らずに、1回の手続きで申請が済むようにする「ワンストップサービス」の実現を目指す。

制度の不知などによる申請漏れ防止のため、被保険者への周知や広報の実施とともに、対象期間の自己負担総額を記載した通知を被保険者に送付することも要請している。既存の医療費通知などに総額を記載することで、申請漏れを防ぎたい考えだ。

この制度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間の医療保険、介護保険の自己負担合算額が新たに設定された「介護合算算定基準額」を超えると、高額医療・介護合算療養費が払い戻される仕組み。国保と介護の基準額は一般所得者が67万円（20年度は89万円）、70歳以上の被保険者がいる場合は62万円（同75万円）となる。